

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第428号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった行政文書について不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 開示の請求

異議申立人は、平成18年2月12日付けで、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、広島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、次のとおり行政文書の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

- ・ 開示の請求をした行政文書の件名又は内容

平成16年4月8日付け砂防第1号の広島県知事名による「審査請求に係る裁決について（通知）」並びに「裁決書」に記述された次の事実関係を証明する文書を開示請求の対象とします。

前述した記述は、裁決書の裁決の理由1の8行目の「竹原市が管理台帳上「自動車交通不能」としているものの、付近住民の要望により、市道の通行禁止や通行制限を行っていない以上、当該市道は自動車等による家屋への進入を容認されているものと判断する。よって、本件申請箇所に橋梁設置しなくても、自動車等により家屋への進入は可能である。」という部分です。

具体的な道路は、竹原市道峠郷線の一部で、自動車交通不能という法的管理がなされている箇所について、当該市道の通行禁止や通行制限を行っていないという法的根拠、すなわち「自ら運転する自動車通行が人命に危険を及ぼすものではなく、たとえ高齢者であっても自動車での通行において安全な公共道路である」として、広島県知事が認定している事実を明らかにする文書等を開示請求の対象とします。

2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、行政文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成18年2月28日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年3月12日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による全部改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次

のとおりである。

- (1) 平成18年2月12日付け行政文書開示請求書に記載したとおり、竹原市道峠郷線の一部分で、道路管理者において、「自動車交通不能」という法的管理がなされている箇所について、当該市道の通行禁止や通行制限を行っていないという法的根拠、すなわち「自動車の通行において安全な公共道路」であることを広島県知事が認定しているという事実を明示している文書等を開示請求の対象としている。
- (2) 自動車の通行が禁止される道路法（昭和27年法律第180号）（車両制限令（昭和36年政令第265号）を含む。）があるが、法治国家の日本において、道路法（車両制限令を含む。）という法令を遵守せず、実施機関等がその裁量権を行使した上で、道路交通法等の法令をどのように確認したから自動車での通行を強要したのか重大な疑義がある。
- (3) 道路管理者である竹原市は、法令を遵守し、自動車交通不能としての確に管理している。しかし、実施機関は、河川への転落という事態が十分に想定される自動車での通行について、「付近住民の要望により市道の通行禁止や通行制限を行っていない以上、自動車等による家屋への進入を容認されているものと判断する。」という説明をしている。このうち、「付近住民の要望による」という事実は存在せず、実施機関が勝手にでっち上げた虚偽であり、このような絶大な裁量権の乱用行為に対して、嚴重に抗議する。
- (4) 実施機関は虚偽の説明を繰り返すだけで、人命に係る危険性があっても全く制限する必要がないという判断をしている。この判断に起因し、人命に係る転落事故が発生した場合は、実施機関による「間接的不法人命奪取行為」として厳しく追及することとなる。
- (5) 実施機関（砂防室）は、河川への転落による危険は、自転車又は徒歩で回避できると部内の決裁文書に明記している。また、広島県が交通規制をしていない以上、運転操作に自信のない高齢者であっても自動車で通行できると断定し、さらに、その危険な市道を迂回するための安全な車道橋を設置したいという砂防設備占用申請には、車道橋を設置する必要不可欠がないと一方的に結論づけている。
- (6) 道路交通法並びに自動車の運転免許基準を確認した上で処分を強行した実施機関が、自動車の運転免許基準に適合する道路であることを認識しているという事実が明示された文書が存在しないという処分には重大な疑義がある。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

- 1 自動車交通不能区間は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第4条の2第4項で定められた道路台帳の図面に記載する内容のひとつで、「幅員、曲線半径、勾こう配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が行き通ることができない区間」を指すものであり、法令の規定上最大積載量4トンの貨物自動車（以下「4トン車」という。）よりも小さな車両の交通不能区間を定める規定はない。
- 2 竹原市道峠郷線の道路台帳の実延長調書で「〇〇及び〇〇」と表示されている区間が4トン貨物自動車よりも小さな自動車を含めて交通不能とされている

かどうかは不明であるが、法令には規制する規定はなく、4トン車よりも小さな車両は通行可能な道路であると考えられるため、あえて自動車での通行において、安全な公共道路であることの意味決定等を行う必要ないことから、当該文書は作成又は取得していない。

第5 審査会の判断

1 本件異議申立てについて

実施機関は、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして本件処分を行った。

これに対して、異議申立人は、対象となる行政文書の開示を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

(1) 本件請求文書について

異議申立人は、本件請求において、平成16年4月8日付け砂防第1号の広島県知事名による「審査請求に係る裁決について（通知）」及び「裁決書」に記述された事実関係を証明する文書（「竹原市道峠郷線の一部で、道路管理者において、「自動車交通不能」という法的管理がなされている箇所について、当該市道の通行禁止や通行制限を行っていないという法的根拠、すなわち「自動車の運転免許基準」に適合する道路であることを実施機関等が認識しているという事実を明示している文書等」のことをいい、以下「本件請求文書」という。）の開示を求めている。

(2) 処分の妥当性について

自動車交通不能区間とは、道路法施行規則第4条の2第4項で定められた道路台帳の図面に記載する内容の一つで、「幅員、曲線半径、勾(こう)配その他の道路の状況により最大積載量四トンの貨物自動車が通行することができない区間」をいうが、法令の規定において、最大積載量4トン未満の貨物自動車についての自動車交通不能区間を定める規定は見受けられない。また、道路管理者が自動車交通不能区間と位置付けている道路について、それに反して自動車の通行が可能と位置付ける法令の規定も見受けられない。

これらのことから、道路管理者が自動車交通不能区間と位置付けている道路について、法令に規制する規定がない以上、通行禁止や通行制限を行っていないことについての法的根拠はないという、実施機関の説明は、不自然・不合理とはいえない。

また、念のため、実施機関に対し、平成16年4月8日付け裁決書の起案資料（裁決の検討資料を含む。）の提出を求め、当審査会において見分したが、異議申立人が求める文書は見当たらなかった。

このほかに本件請求文書の存在をうかがわせる具体的な事情を認めることもできない。

(3) 総括

以上のことから、実施機関が、本件請求に対し、対象となる行政文書を作成又は取得していないとして、本件処分を行ったことは妥当である。

2 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも上記判断を左右するものではない。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成21年 1 月14日	・ 諮問を受けた。
令和元年10月 4 日	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
令和 2 年 3 月30日	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
令和 2 年 5 月18日	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
令和 5 年 2 月27日 (令和 4 年度第11回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
令和 5 年 3 月30日 (令和 4 年度第12回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第 2 部会】

石 井 誠一郎 (部 会 長)	弁 護 士
西 條 潤	近畿大学准教授
山 崎 俊 恵	広島修道大学教授